

岩手県告示第 532 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成 18 年 4 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 公共下水道の名称 田野畑村特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区間 下閉伊郡田野畑村和野 534 番 1 地先から 242 番 3 地先まで
- 3 工事の内容 幹線管渠の設置
- 4 工事の完了の日 平成 18 年 4 月 4 日